

規制・制度改革に係る方針（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）

（抜粋）

- I. 各分野における規制・制度改革事項
2. ライフイノベーション分野
- ③ 医療行為の無過失補償制度の導入

【ライフイノベーション③】

規制・制度改革事項	医療行為の無過失補償制度の導入
規制・制度改革の概要	<p>① 誰にでも起こりうる医療行為による有害事象に対する補償を医療の受益者である社会全体が薄く広く負担をするため、保険診療全般を対象とする無過失補償制度の課題等を整理し、検討を開始する。 ＜平成 23 年度検討開始＞</p> <p>② また、同制度により補償を受けた際の免責制度の課題等を整理し、検討を開始する。＜平成 23 年度検討開始＞</p>
所管省庁	厚生労働省、法務省